

「地域計画の変更案に対する意見書の提出について」

村上市告示第286号で公告の地域計画の案について、利害関係人は令和8年9月14日までに、下記により市に意見書を提出することができます。

なお、利害関係人とは、各地区における農用地等の出し手や受け手、地区の農用地等を借り受ける意向のある者などです。

記

1 意見書の提出先及び問い合わせ先

村上市農業政策推進課 村上市三之町1番1号

電話 0254-53-3369（問い合わせ用。電話による提出はできません。）

ファックス 0254-53-3840

E-mail nosui@city.murakami.lg.jp

2 意見書の提出に当たっての注意事項

（1）提出方法

前記1の窓口への持参又は郵便、インターネット、ファックスのいずれかの書面化できる方法によることとし、電話での意見は受け付けません。

（2）住所等の表記

個人が意見書を提出するときは住所、氏名、連絡先を、法人が意見書を提出するときは法人名、代表者名、事務所の所在地、連絡先を記載してください。

なお、意見書には、「地域計画案の地区名」を明記してください。

（3）意見書の公表

提出された意見書は、公表する場合があります。ただし、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等のときは、公表の際に当該箇所を非公開にすることがあります。

（4）意見書の取り扱い

提出された意見書に対する個別の回答は行いませんが、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）第12の6の規定により、提出された意見書の要旨、提出数及びその処理結果を公表します。

（5）その他

村上市地域計画の変更案以外に対して意見書の提出はできません。